

## 運営部門

運営部門は、本会の運営・財務に係る施策全般を掌握し、5つの常設部門（研修、事業、建築表彰、建築情報、社会貢献）の活動状況を調整するなどの役割を担っています。

### ■所管事項

- ①本会の運営全般（本会の発展に資する施策の立案・実施）
- ②本会の財務全般（財政健全化策の検討・各部門への実行指示）
- ③総会・理事会の運営
- ④理事及び監事候補者推薦委員会の運営
- ⑤行政、他団体との連絡調整
- ⑥報道機関等へのプレス提供
- ⑦日本建築士会連合会との運営調整
- ⑧近畿建築士会協議会の運営事務局
- ⑨会員動静管理・会員名簿の発行
- ⑩その他団体の運営に関する事項

### ■受託業務

- ①建築士試験業務
- ②建築士の登録・閲覧等の業務
- ③図書販売・取扱保険の販売

図書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 民間連合協定工事請負契約約款 契約書関係書式</li><li>・ 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類</li><li>・ 工事請負契約約款（小規模建築物）</li><li>・ 建築設計・監理等業務委託契約書（小規模建築物）</li></ul>
取扱保険	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築士賠償責任補償制度</li><li>・ 工事総合補償制度</li><li>・ 新所得補償プラン</li><li>・ グループ保険</li></ul>